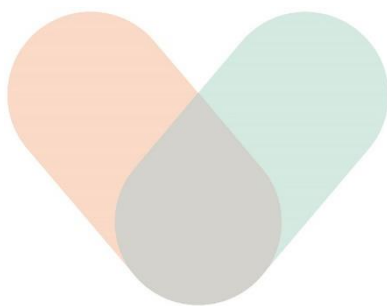


令和7年度 ここねっと推進助成事業 (前期分) 申請のご案内



ボランティア活動センター
こくぶんじ

『ここねっと』とは、国分寺市社会福祉協議会が、平成19年度～23年度に策定した「第2期国分寺市地域福祉活動計画(ここねっとプラン)」で提起した、地域におけるコミュニティづくり「こくぶんじコミュニティ ネットワーク」の略称です。

国分寺市の中で **横のつながり (顔の見える関係づくり)** をつくることを目的として、本会が地域の皆さんと一緒に取り組んでいます。

本会では、「ボランティア活動センターこくぶんじ登録団体」の活動がより拡大・充実することで、国分寺市の **地域福祉** がますます発展することを願い、活動費等の一部を助成しています。

社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会
ボランティア活動センターこくぶんじ

*本助成は「令和6年度 歳末たすけあい・地域福祉活動募金」を財源としています。

【 1. 助成対象団体 】

本助成の対象となる団体は、次の要件を備えている団体です。

(1) ボランティア活動センターこくぶんじの登録団体であること。

※団体登録の手続きは随時受け付けていますので、未登録の団体はご登録ください。

(2) 助成を受けようとする事業の目的が明示されていること。

(3) 政治活動、宗教活動、営利活動を目的としていないこと。

【 2. 助成内容 】

本助成は、成果の明確な「事業」に対して行います。

多くの団体に助成を受けていただくため、1団体が申請できる事業は、いずれかの区分で1件です。

行政からの補助金や他団体の助成金を受けている事業は、申請対象外となります。

| 助成区分 | 上限額 | 自主財源 | 対象 |
|-------|-----|----------|--|
| 日常活動費 | 5万円 | 各種法人：1/2 | 年間を通して日常的に(原則月1回以上)実施する地域福祉活動事業 (例) 広報活動、サロン活動、調査・研究 |
| イベント費 | 5万円 | その他：1/4 | 原則として一回で完結する地域福祉活動事業 数回にわたる場合は、 連続性 が明らかであること (例) お祭り、交流会、講演会 |
| 立ち上げ費 | 3万円 | なし | <u>立ち上げ1年未満</u> の団体が運営に必要とする費用 |

【 3. 主な対象経費 】

| 経費の内容(例) |
|-------------------------------|
| 外部講師謝礼 |
| 会場等の使用料、資機材等の賃借料 |
| ポスター・チラシ・パンフレット等の印刷代、コピー代、製本費 |
| 郵便・メール便等の郵送料、資機材等運搬料、電話等の通信費 |
| 文具、用紙代等 |
| 損害保険料、記念品、振込手数料、燃料費 |

[注意]

・**事業対象期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。**

令和7年3月31日以前に支出済みの経費は、対象となりません。

・事業内容によっては、対象とならない経費もありますので、予めご了承ください。

[助成対象外の経費]

- (1) 儀礼的・交際費的経費(接待、寸志、心づけ、土産等)
- (2) 団体の運営維持経費(家賃、光熱水費、人件費等)
- (3) 団体会員のみを対象とする親睦会や交流会等にかかる経費
- (4) その他、審査会が対象外と認める経費

【 4. 申請に必要な書類 】

- ① ここねっと推進助成事業申請書(様式第1号)
- ② ここねっと推進助成事業予算書(様式第2号)
- ③ 振込口座確認書(様式第3号)
- ④ 講師のプロフィール・略歴 ※講師謝礼を助成の対象とする場合のみ。

申請書の書き方については、
別紙「記入例」をご一読ください。

- ・令和7年度の事業(活動)計画書
- ・令和6年度の事業活動報告書・決算書
- ・その他、事業の内容がわかる資料(広報紙・チラシ等)

令和6年度に助成金の交付を受けた団体で、
報告時に提出済みの場合は、提出不要

※受理した申請書類はお返しができませんので、手元に控えの書類が必要な場合は、あらかじめご準備ください。

【 5. 申請方法 】

所定の様式および必要書類を添付し、事前予約のうえ、ボランティア活動センターこくぶんじ(ボラセン)までお持ちください。

※メールや郵送、FAXでの申請、および社協事務局(福祉センター内)での受付はできません。

・受付時に、職員が申請書類に不備ないか確認し、団体の活動内容や申請内容について1時間程度のヒアリングを行います。

・印鑑をお持ちください。

【 6. 申請受付期間 】 *事前予約制 (3日前(閉館日除く)までに電話・メールにてお申込みください。)

日時:令和7年3月10日(月)~4月11日(金) *土曜日・日曜日・祝日を除く

午前10時~正午、午後1時~午後4時

※担当職員が不在の日もありますので、候補日をいくつかご用意いただき、余裕をもってお申し込みください。

【 7. 審査基準 】

次の事項を勘案し、提出された書類および申請時のヒアリング内容に基づいて審査を行います。

公益性

- 自助活動(特定の個人や団体のみを対象とする活動)ではない。
- その事業を行うことで、より多くの市民や地域社会にとって有益なものとなる。
- 現在求められている地域のニーズと合致している。

連携・協力

- 他の団体、機関、事業者等との連携がある。
- 広く市民の意見を聞いたり、事業やその成果を知らせるなど、市民が事業に参加する機会を設けている。
- 社会福祉協議会が行う各種事業へ参加・協力する体制や意欲がある。

継続性・発展性

- 助成終了後も継続した活動が行われ、地域の課題解決につながる見込みがある。
- 幅広い活動を展開していく意欲がある。
- 前年度と同事業での申請の場合は、前年度より発展した内容になっている。

実現可能性

- 事業の構成内容に無理がなく、実現するための体制や計画が整っている。

独自性・先駆性

- これまでにない新しい発想・視点・内容・方向性がある。

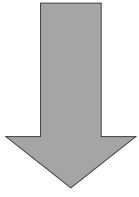
経費の適正

- 事業の内容、見込まれる成果を勘案して、妥当な事業費である。

【 8. 申請から報告までのスケジュール [前期分] 】

■ 申請書の入手

実施要綱、申請書類はボラセンホームページからダウンロードできます。
ボラセン(東元町 3-17-2)、社協事務局(戸倉 4-14 福祉センター内)の
窓口でも配布しています。

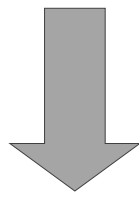


■ 申 請

(3/10~4/11)

必要書類をそろえて、ボラセン(東元町 3-17-2)までお持ちください。
書類の確認と、申請内容についてお話しを伺います。

- 受付期間 ※予約制です。3日前(閉館日除く)までに**電話・メールにて**
お申込みください。
受付期間および時間に余裕をもってお申し込みください。
3月10日(月)~4月11日(金) ※土曜日・日曜日・祝日を除く
午前10時~正午、午後1時~午後4時



■ 審 査 会 プレゼンテーション

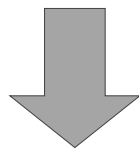
(4月下旬)

助成事業審査会において、『審査基準』に基づき、「助成の可否」と「助成額」を決定
いたします。

新規申請団体にはプレゼンテーションをしていただきます(予定)。

また、継続申請団体でも、必要に応じてプレゼンテーションをしていただく場合があります。

プレゼンテーションの対象となる団体には、個別に通知します。



■ 結果通知 助成金振込

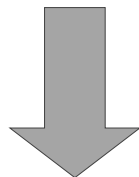
(5月初旬)

審査の結果は書面(決定通知書)で通知します。

なお、審査の内容や決定についてのお問い合わせにはお答えいたしかねますので、
予めご了承ください。

事業実施期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。

申請した事業の実施内容に変更が生じる場合は、必ず事前にご連絡ください。



■ 報告書提出

(事業終了後30日以内)

最終期日 R8.4.30

助成事業が終了したとき、または助成事業の対象年度が終了したときは、

終了の日から30日以内に報告書(様式第7号・第8号)、領収書の写し、

事業の成果が分かる書類(チラシ・写真・報告書等)をご提出ください。

報告書用紙は決定通知書に同封します。

*助成事業の申請方法や内容については随時ご相談に応じます。お気軽にお問い合わせください。

社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会
ボランティア活動センターこくぶんじ

〒185-0022 国分寺市東元町 3-17-2

TEL 042-300-6363 / FAX 042-300-6365

E-mail center@ko-shakyo.or.jp

開所時間:月曜日~土曜日(祝日除く) 午前9時~午後5時